

桑名市告示第86号

桑名市白菊ひとり親家庭等生活資金貸付要綱を次のように定める。

令和6年3月22日

桑名市長 伊藤徳宇

桑名市白菊ひとり親家庭等生活資金貸付要綱

(目的)

第1条 この告示は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）に対して、その生活の維持に必要な経費に充てるための資金（以下「生活資金」という。）を貸付けることにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 母子家庭 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子が現に20歳に満たない者（以下「児童」という。）を扶養している家庭をいう。
- (2) 父子家庭 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子が現に児童を扶養している家庭をいう。
- (3) 寡婦 法第6条第4項に規定する寡婦をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、桑名市（以下「市」という。）とする。適切な事業運営が確保できると認められる事業者（以下「委託事業者」という。）に、事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

(預託)

第4条 市長は、前条の規定により委託をするときは、委託事業者に貸付資金として予算の範囲内の金額を無利子で預託できるものとする。

2 前項の貸付資金の預託期間は、1年以内とする。

(貸付対象者)

第5条 生活資金の貸付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有する者で、ひとり親家庭等であること。
- (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当（以下「手当」という。）の受給資格がある者（手当の全部が支給停止となっている者を除く。）であること。
- (3) 市税、分担金及び使用料その他の市の歳入を滞納していない者であること。

(貸付額等)

第6条 生活資金の貸付額（以下「貸付額」という。）は、1世帯当たり1万円以内とする。

2 生活資金の貸付利子は、無利子とする。

3 生活資金の貸付回数は、年度ごとに1回を限度とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(償還期限等)

第7条 生活資金の償還期限は、貸付金の交付日から起算して3月以内とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該期限を6月以内とすることができる。

2 生活資金の償還方法は、一括償還とする。

(貸付申請)

第8条 申請者は、桑名市ひとり親家庭等生活資金貸付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、必要書類を省略できるものとする。

- (1) 児童扶養手当証書の写し
- (2) その他、市長が必要と認めるもの

(貸付決定)

第9条 市長は、前条の規定による貸付申請があったときは、その内容を審査し、生活資金の貸付けの可否及び貸付額について決定するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、生活資金の貸付けを行うことを決定したときは、申請者に対して、

桑名市ひとり親家庭等生活資金貸付決定通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の審査の結果、生活資金の貸付けを行うことが不相当であると認めるときは、申請者に対して、桑名市ひとり親家庭等生活資金貸付却下通知書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

（貸付けの請求等）

第10条 前条第2項の決定通知書を受けた者（以下「借受者」という。）は、桑名市ひとり親家庭等生活資金貸付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、借受者が指定する金融機関の口座に生活資金を振り込むものとする。

（貸付決定の取消し等）

第11条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、生活資金の貸付けの決定を取り消すものとする。

- (1) 市内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 手当の受給資格を喪失したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により生活資金の貸付けを受けたとき。

- 2 市長は、前項の規定により生活資金の貸付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る生活資金が既に貸し付けられているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、この告示に実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

桑名市ひとり親家庭等生活資金貸付申請書

桑名市長

住 所

氏 名

電話番号

生活資金の貸付けを受けたいので、桑名市白菊ひとり親家庭等生活資金貸付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

借入金額	円			
借入理由				
家族の状況	氏名	続柄	年齢	職業、学校名等
添付書類	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書の写し（ <input type="checkbox"/> 公簿確認のため省略） <input type="checkbox"/> その他添付が必要な書類			

市記入欄	<input type="checkbox"/> 本人確認 <input checked="" type="checkbox"/> 運転免許証 ・ マイナンバーカード ・ その他（ ）
------	---

様

桑名市長

桑名市ひとり親家庭等生活資金貸付決定通知書

年 月 日付で申請のあった生活資金の貸付けについては、次のとおり決定したので、桑名市白菊ひとり親家庭等生活資金貸付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 貸付金額 円
- 2 償還期限 年 月 日

様

桑名市長

桑名市ひとり親家庭等生活資金貸付却下通知書

年 月 日付で申請のあった生活資金の貸付けについては、次のとおり却下したので、桑名市白菊ひとり親家庭等生活資金貸付要綱第9条第3項の規定により通知します。

記

却下の理由

年 月 日

桑名市ひとり親家庭等生活資金貸付請求書

桑名市長

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付第 号で貸付決定のあった生活資金の貸付けについて、桑名市白菊ひとり親家庭等生活資金貸付要綱第10条の規定により次のとおり請求します。

なお、貸付けを受けた生活資金については、桑名市白菊ひとり親家庭等生活資金貸付要綱第7条の規定に基づいて償還することを誓約します。

1. 金額 円

2. 償還期限 年 月 日

3. 振込口座

金融機関名	
支店名	
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	